

指導行政のポイント

活用目的を限定しない“教員加配”

菱村 幸彦

7月26日、中央教育審議会の初等中等教育分科会は「今後の学級編制及び教職員定数の改善について(提言)」(以下「提言」)をまとめて公表した。

教育課題に対応した教員加配

提言の内容については、マスメディアで報じられているので、ここで繰り返すことはしないが、最大のポイントは、30年ぶりに学級定員の引下げを求めていることだ。

学級定員の引下げは、昭和55年の第5次改善計画で40人学級がスタートした以降、今日まで行われていない。40人学級の完成(平成3年度)の後に続いた第6次(平成5~12年度)および第7次(平成13~17年度)の教職員定数改善計画では、学級定員の引下げは行われず、もっぱら加配定数の拡充により、教職員定数の充実が図られてきた。

加配定数とは、少人数指導を行う場合やいじめ・不登校など指導上特別な配慮が必要な場合など地域や学校の教育課題に即して、基礎定数(標準法*に基づき学校数や学級数に応じて一律に算定される教職員定数)に加算される教職員定数をいう。

加配定数として加算されるのは、次の場合である。

- (1) 指導方法の改善工夫：チーム・ティーチングによる指導、少人数指導、多様な選択教科の開設
- (2) 地域条件による特別配慮：市町村合併による学校統合
- (3) 教育上配慮を要する特別指導：障害児のための特別の教育課程、いじめ・不登校などの生徒指導
- (4) 学校運営体制の整備：主幹教諭の配置
- (5) 特別な研修：長期研修、初任研修、指導改善研修
- (6) 養護教諭、栄養教諭、事務職員等の加配

加配定数は、様々な教育課題への対応策として、年々積み上げてきた結果、平成22年度にはその定数は約6万人にのぼっている。ここ30年間、学級

編制の標準の引下げはなかったが、加配定数の活用によって、学校の学級編制の実態はかなり多様化している。

しかし、問題がないわけではない。というのは、加配定数について、計画的・安定的な教職員配置を行ううえで支障がある、配分基準が必ずしも透明でない、申請手続きが複雑過ぎる等の問題点が指摘され、現場からは加配教員は、活用目的を限定しないで配置をしてほしいという要請が強い。

加配定数を基礎定数に繰り入れ

こうした要請も踏まえて、提言は「加配定数の基礎定数化」、つまり加配定数の基礎定数への繰り入れを打ち出している。その理由として、提言は、次の諸点を挙げる。

- (1) 新学習指導要領の授業時数と指導内容の増加に適切に対応し、課題発見・解決能力や論理的思考力、コミュニケーション能力などの重要な能力を習得させるためには、教員の基礎定数の充実が必要だ。
- (2) 学級定員を引き下げるとしても、これまでの加配定数で行ってきたチーム・ティーチングや少人数指導等を教育委員会や学校の判断で引き続き実施できるよう基礎定数化が必要だ。
- (3) 新学習指導要領では理科の標準授業時数が15.7%増加し、実験・観察・レポート作成などの充実を図ることが求められるなど、専科教員による指導が要請される。専科教員の配置のためには基礎定数の充実が必要だ。

提言は、今回の学級編制と教職員定数の改善に関連する制度的改善事項として、学級編制に関する権限を市町村教委に移譲することを求めているが、この観点からも加配定数の基礎定数化は不可欠である。

* 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

(ひしむら・ゆきひこ = (財)学習ソフトウェア情報研究所 理事長)

●7月26日発売！ 教育行政からみた体験的戦後教育史！ A5判/215頁/定価2,100円
『戦後教育はなぜ紛糾したのか』 菱村幸彦【著】